

2024年11月13日

連絡先:

金杜法律事務所上海オフィス

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)

中国上海市徐汇区淮海中路 999 号

上海環貿廣場 1 期 17F

malirong@cn.kwm.com

D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

国家知識産権局、9月の定例記者会見を開催

2024年9月4日、国家知識産権局は9月の定例記者会見を開き、開催が予定されている第3回「一带一路」知的財産権ハイレベル会議、第13回中国知的財産権年次大会について紹介するとともに、知的財産権に関する国際協力、外国関連の知的財産権保護、知的財産権公共サービスなどに関し進展状況を紹介した。記者会見には国家知識産権局の関係部門の責任者が出席し、記者の質問に答えた ([リンクはこちら](#))。具体的な内容は以下のとおりである。

- 「一带一路」の知的財産権に関する国際協力面で積極的な成果: カンボジアにおける中国発明専利の直接登録と発効、ラオスでの中国発明専利の審査結果の認定を促進した。また、タイとの間では、試験的な「3+3」地理的表示の相互保護プロジェクトを着実に実施している。中国の関係部局は、一带一路参加国・地域の18の知的財産権機関との間で、特許審査ハイウェイ (PPH) による協力を進めており、また、中国の関係部局は、特許協力条約 (PCT) に基づく専利出願について、一带一路参加国10カ国の国際調査機関および国際予備審査機関となっている。
- デジタル版「一带一路」構築の専利イノベーションに勢い: 2013年から2023年までの間、一带一路参加国および関連組織において、デジタル経済の核心産業に関し中国の発明専利が2万7000件授權され、年平均

増加率は 16.9%であった。中国では、デジタル経済の核心産業に関し
一帯一路参加国の専利が 5 万 5000 件授権され、年平均増加率は
11.6%であった。デジタル技術の革新は、「一帯一路」のデジタル転
換の共同構築を強力にサポートしている。

3. 国内外の企業のイノベーションを支援、一流のビジネス環境を創出：
世界知的所有権機関のグローバルサービス制度を積極的に推進してい
る。中国の出願人による PCT 国際特許、ハーグ制度での意匠の国際登
録、マドリッド国際商標登録の出願件数は、安定して世界トップクラ
スである。世界知的所有権機関が先行発表した「2024 年グローバルイ
ノベーション指数報告書」では、中国が保有する世界トップ 100 の科
学技術イノベーションクラスター数が 26 に達し、2 年連続で世界 1 位
となった。また中国企業 5 社が、世界知的所有権機関のグローバルイ
ノベーション賞を相次いで受賞している。中国の特許審査ハイウェイ
(PPH) の提携パートナーは 33 に増加し、84 カ国をカバーしており、
中国企業の海外における知的財産権戦略を強力にサポートしている。

国家知識産権局、『専利代理委託契約書雛形（意見募集稿）などの意見募集に関する通知』を発表

2024 年 9 月 24 日、国家知識産権局運用促進部は、自ら作成した『専利代
理委託契約書雛形（意見募集稿）』、『専利代理委託契約書雛形の締結ガ
イドライン（意見募集稿）』などの文書を発表し、意見公募を行った（[リンクはこちら](#)）。

『専利代理委託契約書雛形（意見募集稿）』は、全部で 12 の条項が設け
られ、その内容には、委託事項、甲の権利と義務、乙の権利と義務、守秘
義務、作業期間、費用、両当事者の明確な合意、契約違反の責任、その他
合意事項、紛争解決の方法、契約の期間と解除、契約の発効、変更および
終了などが含まれる。また、国家知識産権局は、契約書雛形の締結ガイド
ラインも併せて発表した。これは、契約書雛形の締結の目的と要件、上記
12 の条項の設置の意義、および当該条項の使用にあたり注意すべき内容
などについて補足して説明したものであり、具体的には次の内容が含まれ
ている。

- 「作業期間」の条項：専利事務代理手続きには、甲の利益に直接関係
する重要な時間的な節目が複数存在する。両当事者は、契約履行中の
紛争を避けるために、実際の状況に基づいて、専利事務代理手続きで
の作業期間について取り決めることができる。甲が乙に対して迅速な
処理を求める場合には、作業期間の計算方法を別途取り決めることが
できる。
- 「その他合意事項」の条項のオプション：甲および乙は、実際の必要
に応じて、専利事務代理手続きにおけるその他の事項について取り決
めるか、または一定の事項について特別に取り決めることができる。
例えば、専利代理サービスの回数および数量を明確にする、専利代理

手続きにおける定期的な監視および報告を明確にする、文書の送達方法を明確にする、委託人の業務を勝手に第三者に委ねてはならない、委託人にリスクを知らせるなどが挙げられる。

- 「紛争解決の方法」の条項：本条項において甲と乙は、契約の内容をめぐり紛争が生じた場合の解決方法について取り決めることができる。効率の面から考えると、仲裁の方が有利である。まず、訴訟が相対的に複雑であるのに対し、仲裁は受理や開廷の手続きが比較的簡単であり、次に、仲裁は一度の判断で終了となり、判断が直ちに有効となる。中国の訴訟は二審終審制であり、当事者は一審の判決に不服であれば上訴することができるが、上訴手続きには依然として時間がかかる。権利救済の面から考えると、仲裁は一度の判断で終了となり、迅速かつ便利であるが、同時に二審の監督的役割が失われており、当事者がさらに権利を主張する余地がない（法定の状況では、当事者は仲裁判断の取り消しを裁判所に申し立てることができる）。これに比べ、訴訟は二審終審制であるため、当事者は法的に有効な判決が出ても上級裁判所に再審を請求することができ、救済ルートが比較的広い。

事例

〇〇 最高院、専利法の秘密保持審査規定を適用する際の「中国で完成した発明」の判断ルールを明確化

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は先般、広州万某生物技術股份有限公司（以下、「万某公司」）が中華人民共和国の国家知識産権局（以下、「国知局」）を訴えた発明専利権無効の行政訴訟事件において二審判決を下し、上訴を棄却し原判決を支持するとの判決を言い渡した。

理某（米国）診断有限公司（以下、「理某公司」）は、専利番号「201310322059.8」、名称「体外医療診断装置およびシステム」の発明専利（以下、「本件専利」）の専利権者である。万某公司是、本件専利は秘密保持審査手続きを経ずに理某公司によって恣意的且つ違法に米国で出願されたものであり、その後優先権を主張して中国国内に移行し本件専利を出願した行為は、『専利法』（2008年）第20条第1項、第4項の規定に適合せず、無効を宣告すべきであると主張した。

国家知識産権局は審理の後、双方の証拠に基づいて、本件専利が中国で完成したとは確認できないと認定し、本件専利権の有効性を維持した。万某公司是これを不服として、北京知識産権法院に提訴し、かかる決定の取り消しを求めた。

北京知識産権法院は第一審において、理某公司の優位な証拠に基づいて、本件専利の技術の実質的な内容は米国で完成したものであるとの認識を示し、本件専利の技術の実質的な内容が中国で完成したという万某公司の主張を支持せず、万某公司の訴えの請求を棄却した。万某公司は一審判決を不服として、最高院に上訴した。

最高院は審理の結果、本件の争点は、本件の技術にかかる専利出願行為が『専利法』第20条第1項、第4項の規定に違反するか否か、すなわち、本件の技術の実質的な内容が中国で完成したかどうかであるとし、次のような認識を示した。専利制度は「保護と引き換えに開示する」制度であり、専利出願された技術は原則として公開されなければならない。秘密保持審査に関する上記規定の立法目的は、国家の安全または国家の重大な利益に関わる発明創造が専利出願によって開示され、国益を損なうのを回避することである。上記の規定によれば、専利出願人に秘密保持審査の申請義務があるかどうかを判断する法的基準は、技術の実質的な内容が中国で完成したかどうかである。

一. 技術の実質的な内容の特定について：まず、原則として、外国で出願された専利出願の文面を審査の基礎とすべきである。中国での専利出願と外国での専利出願の技術が実質的に同じであると確認できる場合、中国での専利出願の文面を審査の基礎とすることができる。次に、秘密保持審査の内容は、専利出願書類の全内容でなければならない。請求の範囲に記載された内容に限定されない。最後に、「実質的な内容」とは、従来技術に対し発明または実用新案が改良した内容のことである。「実質的な内容」の判断において、比較対象となる従来技術は、専利の明細書に記載された背景技術であってもよいし、専利権者や発明者が発明の起点として述べた従来技術であってもよい。後者の方が、専利で保護されるべき技術に近い場合、発明者が述べた発明の起点を主な根拠とすることができる。

二. 技術の実質的な内容が中国で完成したかどうかの判断について：最高院は、技術の実質的な内容が完成した場所の認定は、提出された証拠に基づいて、技術の形成過程、技術の実質的な内容の完成時における発明者の所在地などを審査し、所属分野の技術研究開発の慣行と合わせて、総合的に判断すべきであるとし、次のような認識を示した。

まず、本件の技術の形成過程から見ると、深圳理某公司は、本件専利の第一発明者である林氏と投資契約を締結して理某公司を設立し、本件の技術の研究開発を実施し、本件専利の発明者をコンサルタントとして雇い、設計作業を行った。3人の発明者は、本件専利について、電子メールで繰り返し連絡を取り合い、その内容には、本件専利の発明のポイントが含まれていた。2010年6月末より前に、本件専利の発明の構想がすでに形成されていたことが理解できる。

次に、発明者らが技術の実質的な内容を完成させた所在地から見ると、3人の発明者のパスポート情報には、3人の発明者の中国滞在日数が相対的に短いことが示されている。これに基づき、本件の技術の形成過程を考慮

すると、本件の技術の実質的な内容は中国で完成したものではない認定できる。

さらに、所属分野の技術研究開発の慣行から見ると、医療機器類の発明創造は、ニーズの特定、発明の構想の形成、技術の実質的内容の完成から、技術のさらなる改良と改善、臨床研究および産業化の実施に至るまで、長い年月を要することが多い。万某公司是、本件専利は広東省 POCT プロジェクトの研究成果であるため、中国で完成したものであると主張した。しかしながら広東省 POCT プロジェクトは、ゼロからの技術研究開発ではなく、既存の研究開発成果の産業化を主な対象としている。また、医療機器製品については、研究開発から販売に成功するまでに長い時間がかかり、産業化の検討と試験を一定程度行ってから秘密保持の措置を講じ、販売が見込まれる技術の専利を出願する。こうすることで、客観的に、技術が公の場に出るまでの時間を引き延ばすことができ、これは所属分野の技術の研究開発および産業化の慣行と一致する。さらに、発明者は自動化生産試験の準備の際に、相応の秘密保持措置を講じており、すなわち、まず技術を営業秘密として保護した後、専利出願を行っている。本件の技術の実質的な内容が広東省 POCT プロジェクトにおいて完成されたとする万某公司の主張は、事実上の根拠を欠き、関連する技術の研究開発および産業化の慣行とも一致しない。

最高院は以上の内容に基づき、理某公司が提出した証拠は、相互に裏付けが可能であり、本件の技術の実質的な内容が中国で完成したものではないと証明することができるものと認定し、上告を棄却し、原判決を支持した。

二審判決については[こちら](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本件において最高院は、専利法上の「中国で完成した発明」の判断、秘密保持審査義務の条件および審査の基礎などの問題を明らかにした。授權された専利が専利法の秘密保持審査に関する規定に違反したため無効と宣告されるべきか否かを判断するには、中国での専利出願に先立つ外国での専利出願の技術の実質的な内容が、中国で完成したものか否かを審査すべきである。したがって、原則として、外国で出願された専利出願の文面を審査の基礎とすべきである。中国での専利出願と外国での専利出願の技術が実質的に同じであると確認できる場合、中国での専利出願の文面を審査の基礎とすることができる。技術の実質的な内容が完成した場所の認定は、提出された証拠に基づいて、技術の形成過程、技術の実質的内容の完成時における発明者の所在地などを審査し、所属分野の技術研究開発の慣行と合わせて、総合的に判断すべきである。本件は、国内外の主体による技術的成果を法に基づき平等に保護するという中国裁判所の裁判の理念を明確に示すものであり、出願人の合法的權益を確実に保護し、科学技術のイノベーションに関する国内外の協力を奨励する上で積極的な意義を有する。